

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市旧齋藤家別邸		
管理者名	旧齋藤家別邸運営グループ	指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日
担当課	中央区役所 地域課		
所在地	中央区西大畑町576番地		
根拠法令			
設置条例	新潟市旧齋藤家別邸条例		
施設概要	施設面積 敷地面積：4,549.93㎡ 施設内容 建物：木造2階建て 延床面積：762.39㎡ 一階大広間、一階座敷、西の間、土蔵、配膳室、二階大広間、二階座敷、茶室 東の間、交流スペース他 庭園（平成27年3月国名勝指定）		

施設設置目的

近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸を、みなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用し、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを市内外に発信することにより、市民文化の向上、観光交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。
【新潟市旧齋藤家別邸条例第1条（設置）】

管理・運営に関する基本理念、方針等

新潟市旧齋藤家別邸（以下「旧齋藤家別邸」という。）は、新潟市旧齋藤家別邸条例第1条（設置目的）に基づき、近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸の庭園と建物を公開し、みなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用することで、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを内外に発信し、もって市民文化の創造、観光交流の推進及び地域の活性化を図ることを目的としています。また、旧齋藤家別邸は、平成27年3月より旧齋藤氏別邸庭園として国名勝指定を受けている施設なので、施設の歴史的・文化的な価値を十分に理解し、文化財保護法に係る法令・例規等の施策に準じると共に、平成29年3月に策定した「名勝 旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画」を尊重し、適正に管理運営することが求められます。優良な指定管理者に管理運営させることで、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、本施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することを基本方針とします。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	提供サービスの情報発信	当館のイベント情報をホームページ等で月6回以上発信するものとする	イベント、庭園情報をHP66回、FB58回の計124回(月平均10回以上)発信した	A	こまめな情報発信に努めた
	施設利用度	来館者数の年間目標値を45,000人とする	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、目標値を下回る結果となった29,323人	C	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった
	自主事業の実施	設置目的に合致した自主事業を年間20回以上開催するものとする	コロナ禍のため自主事業を減らす結果となった企画展3事業3回、イベント4事業10回、セミナー6事業14回=13事業27回開催した	A	指標を上回る件数で多様な自主事業を実施した
	利用者の満足度	来館者アンケートを実施し、全体評価で「良い」「とても良い」が90%以上頂けるよう努めるものとする	152件中147件96.7%の「満足」「やや満足」の評価をいただいた	A	非常に高い満足度を得られている
	苦情・要望に対する対応	来館者からの苦情・要望については、3営業日以内に回答するものとする	苦情や要望があった場合は、所管課及び本社に早急に相談し対応している苦情0件、要望0件	B	
	ボランティアの活動	館の運営にボランティアのサポートは不可欠であることから、1人当たりの活動回数を年間10回以上とする	コロナ禍のためガイド活動の自粛をお願いしたガイド活動275回、庭清掃137回、登録ボランティア79人=1人年平均5回活動	C	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった
財 務	管理運営経費の妥当性	管理運営経費を事業計画予算額以下とする	予算36,931,000円—支出37,253,165円—322,165円となったが自主事業収入で補った	C	経費の縮減に努めること
	市の歳入の増加	年間目標収入額を7,300千円以上とする	コロナ禍のため来館者数が半減し、目標額未滿となった4,680,840円	C	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった
業 務	日常連絡の適切さ	情報の共有を図るため報告、連絡、相談を適時行うものとする	職員間は元より市担当課及び本社と情報を絶えず共有し、相互信頼の構築に努めた	B	
	改善を必要とする際の対応の迅速さ・適切さ	改善勧告等を受けた場合は、速やかにそれに対応するものとする	当館アドバイザー会議による指摘事項等については、市担当課と協議のうえ対応した	B	
	他施設との連携	地域の活性化に努めるため、他施設との連携事業を年間10回以上開催するものとする	コロナ禍のため連携開催は難しく、異人池の会の2事業(シンポジウム、案内板設置)のみとなった	C	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	消防法の規定に基づく火災訓練を年2回以上実施するものとする	防火管理者を配置し、火災訓練を年2回(春秋)実施した	B	
	当該施設の管理に係る関係法令の遵守	各種マニュアルの点検・拡充を行うものとする	「取り扱い現金管理マニュアル」を新たに策定し、共通認識として確認した	A	新たなマニュアルを策定し、適正な管理に努めた
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	業務仕様書の業務内容を的確に実施した。	B	
人 材	配置人員条件の充足	利用者へのサービス提供に支障ない人員体制を確保するものとする	常時、来館者のサービスに支障がない人員体制を確保して取り組んだ	B	
	職員ボランティア研修の実施	職員及びボランティアのステップアップ研修を年間6回以上実施するものとする	コロナ禍のため職員研修が4回、ボランティア研修が1回の開催となった	C	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

○施設(館内、園路)の日常点検等を徹底することにより、観覧中の事故の発生や苦情をお受けすること無く運営することができました。

○当館隣接地域住民9世帯の皆様とのコミュニティ醸成のため、開催事業等「庭園築造100周年に当たってのお礼。庭園のライトアップのお知らせ。案内板設置のお知らせ。」の訪問説明又は説明文のポスティングを行いました。

また、毎朝、当館隣接道路(大神宮バス停前まで)の落ち葉等の掃き掃除を実施しています。

○市担当課(中央区地域課、歴史文化課)と情報を絶えず共有し、相互信頼の構築に努めました。

○令和2年度より職員(館長、経理担当、学芸員)が入れ替わりしたことを契機に、日常業務(総務、施設管理、イベント企画、会議、職員研修など)の実効性を図るため見直しに努めました。

- ・職員間で業務の認識と情報を共有するため、報告、連絡、相談を徹底しました。
- ・業務遂行に必要な案件の決裁は起案用紙により伺い、その他情報等の周知は供覧用紙で回覧するなど、責任者を明文化することで業務取組みに対する意識を高めました。
- ・公金など現金の取り扱いについては、「取り扱い現金管理マニュアル」を新たに策定(市担当課了解)し、共通認識として確認しました。
- ・職員の事業企画のスキルアップ及び関係機関との連携強化を図るため、他団体の事業等に参加し知識の習得に努めました。

※アフターコロナ及びウィズコロナを見据えたPR活動が重要と思われまますので、計画について提案のうえご相談します。

2

所管課による総合評価(所見)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中でも、市事業への協力や、西大畑旭町文化施設協議会(異人池の会)・近隣民間施設・ボランティアと連携した事業をできる範囲で行い、設置目的のとおり観光交流の推進及び地域活性化に寄与することができている。生活様式・行動様式が大きく変容する中で、アフターコロナ、ウィズコロナに対応した取り組みを模索し、引き続き担当課と報告・連絡・相談を随時行いながら、適切な管理運営を行っていただきたい。